

翻訳「OECD 諸国及び EU 諸国の積立型私的年金制度の税制の現状」の留意点

2017年8月10日

杉田 健<sup>1</sup>

表題の原文については、下記のとおり日本に関する部分等に不正確な点がありますのでご留意いただきたく存じます。翻訳はそのまま訳しています。訂正して訳す又は序文をつけること、いずれも著作権上許諾のプロセスを経る必要があります。確認も含めて時間がかかるため、取り敢えず、この文書を作成した次第です。

記

1. 表3 税制優遇のある拠出限度および限度超過の場合の税制について日本につき、

国	制度/拠出/拠出者の種類	税制優遇のある拠出の部分	拠出限度	限度超過の場合の税制
日本	個人型 DC 制度	全て	被用者：月額 23,000 円 自営業者：月額 68,000 円	超過拠出は許容されていない
	DB 企業年金	全て	年間 40,000 円	

となっています。DC の上限が個人型だけであるのに加えて、DB 企業年金は従業員拠出についての生命保険料控除を記載したものと思われるので、例えば

日本	個人型 DC 制度	全て	被用者：月額 23,000 円、 自営業者：月額 68,000 円	超過拠出は許容されていない
	企業型 DC 制度	全て	DB 企業年金を実施していない場合：月額 55,000 円、	

<sup>1</sup>公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構特任研究員

			DB 企業年金を実施している場合：月額 27,500 円	
	DB 企業年金	全て	雇用主： 限度無 被用者： 他の生命保険料等と合わせて年間 40,000 円	限界所得税率

とすべきと思います。

2. 表4の一時金選択の税制において、日本のところは **Taxed at marginal rate**(限界税率課税)となっていますが、他の国とのバランス上簡易に過ぎるので、例えば「退職所得控除後の2分の1に退職所得独自の限界税率課税」とすべきと考えます。

3. 注4及び注9に「別添資料」とありますが、これは原文に添付されている詳しい資料 (The Tax Treatment of Funded Private Pension Plans: OECD and EU Country Profiles)を指します。これは訳出していませんので必要があれば <http://www.oecd.org/daf/fin/private-pensions/tax-treatment-pension-plans-country-profiles.pdf> をご参照ください。表4のフィンランドについて被用者による任意の個人年金で、40,000ユーロを超えると32%課税となっていますが、この別添資料によれば33%課税となっており、不整合です。なお、PWCの資料<sup>2</sup>によりますと、2017年現在30,000ユーロ以下は30%課税、30,000ユーロ超は34%課税となっています。

以上

<sup>2</sup> Finland - Taxes on personal income - PwC Worldwide Tax Summaries (<http://taxsummaries.pwc.com/ID/Finland-Individual-Taxes-on-personal-income>)